

秋田市告示第250号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市上北手地区コミュニティセンター

2 指定管理者

上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会

3 変更があった事項およびその内容

所在地

変更前 秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1

変更後 秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1

4 変更年月日

令和5年10月2日

5 変更理由

秋田市上北手地区コミュニティセンターの移転による。